

## 愛知県福祉サービス第三者評価事業 評価結果

### ①第三者評価機関名

株式会社 中部評価センター

### ②施設・事業所情報

名称：江南市立布袋北保育園	種別： 保育所	
代表者氏名： 大日向美佳	定員（利用人数）： 140名（137名）	
所在地： 愛知県江南市安良町八王子137		
TEL： 0587-56-3689		
ホームページ： <a href="https://www.nihonhoiku.co.jp/blog/hoteikita/">https://www.nihonhoiku.co.jp/blog/hoteikita/</a>		
【施設・事業所の概要】		
開設年月日： 昭和25年 8月		
経営法人・設置主体（法人名等）： 株式会社日本保育サービス		
職員数	常勤職員： 17名	非常勤職員： 14名
専門職員	（園長） 1名	（園長代行） 1名
	（保育士） 19名	（栄養士） 2名
	（調理員） 7名	（用務） 1名
施設・設備の概要	（居室数）	（設備等）
	保育室 8室	遊戯室・調理室・トイレ等

### ③理念・基本方針

#### ★理念 法人

1. 安心・安全を第一に
2. お子様にとっていつまでも思い出に残る保育を！
3. 利用者のニーズにあった保育サービスの提供
4. 職員が楽しく働ける職場

施設・事業所 子どもたちの笑顔のために・・・

#### ★基本方針

「豊かな心と丈夫な身体でよく遊ぶ子ども」を目指して保育する。

### ④施設・事業所の特徴的な取組

- ・園の畑やプランターに種・苗を植えたり、水やりや草取り、クッキングを行ったりすることで、自然と食育に興味を持てるようにしている。
- ・リズム遊びやマットを使った遊びなど、遊びながら体幹を鍛えられるようにしている。

⑤第三者評価の受審状況

評価実施期間	令和元年 6月15日(契約日) ~ 令和元年 9月 9日(評価決定日)  【令和元年 8月 5日(訪問調査日)】
受審回数 (前回の受審時期)	9 回 (平成29年度)

⑥総評

<p>◇特に評価の高い点</p> <p>◆理念・方針の浸透 定期的に園独自の保育方針を職員と共に策定し、日常保育の中での実践に努めている。園長は、職員の個性も考慮し、園児の個性を尊重した保育実践ができるように職員とのコミュニケーションを密にする関係構築に取り組んでいる。</p> <p>◆職員の意識の高さ 各マニュアルが整えられているが、マニュアルを継続して意識していくことは現実には難しいが、職員会議や伝達研修等の機会を通して、意識を継続させていこうとする気持ちがうかがえる。</p> <p>◇改善を求められる点</p> <p>◆事業計画の策定 事業計画が法人本部で策定されているが、園独自での問題点や課題の解消に向けた計画策定も必要となる。現状、把握している問題点・課題を洗い出し、中・長期計画に反映し、その達成に必要な単年度の活動を年度計画に取り込むなど、実行可能な事業計画策定が望まれる。</p> <p>◆文書管理の活用 標準的な実施方法等、マニュアルや手順書は整備されているが、事務室のみで管理されていて、職員がどこに記載されているか理解していなかったり、必要な時に活用できない状況が疑われる部分も見受けられた。マニュアルや手順書が必要な時に有効に活用できるよう、個人配布での管理、クラスごとに管理、事務室管理の物など、管理の仕方や有効活用するための工夫が求められる。</p> <p>◆記録の保存 職員会議やミーティングでの内容、園児に関する伝達事項、保護者の相談内容等、毎日情報交換や情報共有をして保育に反映させているが、記録を残す仕組みがないものも散見された。情報の共有を確実なものにし、保育を継続させていくためにも記録の作成・維持は必要であり、記録に残す内容や保存場所等の検討が望まれる。</p>
--

⑦第三者評価結果に対する施設・事業所のコメント

<p>園の運営等について、とても分かりやすく指導して下さったので、とても勉強になりました。</p>
---

⑧ 第三者評価結果

別紙の「第三者評価結果」に記載している事項について公表する。

## 第三者評価結果

※すべての評価細目（65項目）について、判断基準（a・b・cの三段階）に基づいた評価結果を表示する。

※評価細目毎に第三者評価機関の判定理由等のコメントを記述する

### 【共通評価基準】

#### 評価対象 I 福祉サービスの基本方針と組織

##### I-1 理念・基本方針

		第三者評価結果	
I-1-(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。			
I-1-(1)-①	理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	保1	㉑ ・ b ・ c
<コメント> 運営理念・保育理念は職員室内に掲示し会議などで唱和するとともに、法人ホームページに掲載して一般にも公開している。今年は活動テーマを職員と共に話し合い、「虹」として個性を大切に保育に努めている。職員は常に「クレドカード」を携帯し、理念・方針を意識した保育に取り組んでいる。			

##### I-2 経営状況の把握

		第三者評価結果	
I-2-(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。			
I-2-(1)-①	事業経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	保2	㉑ ・ b ・ c
<コメント> 園長会や園代会に参加し、市の取り組みに関する情報収集や他園との情報交換により保育・福祉サービス向上に繋げている。園庭開放や子育て支援事業の参加者人数などを市の担当課に報告し、情報提供にも努めている。市や法人本部との連携を密にして経営状況の把握に努めている。			
I-2-(1)-②	経営課題を明確にし、具体的な取り組みを進めている。	保3	a ・ ㉑ ・ c
<コメント> 園運営に関する諸問題・課題については園長が把握して対応しているが、一覧表等での文書化はなされていない。問題・課題については園内だけではなく法人本部や市との調整も行い、園児や保護者の安全・安心が得られるような取り組みを行っている。問題・課題の対策には長期的な対応も必要となるため、一覧形式などで文書化し、事業計画等に反映できるように検討することが望まれる。			

##### I-3 事業計画の策定

		第三者評価結果	
I-3-(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。			
I-3-(1)-①	中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	保4	a ・ ㉑ ・ c
<コメント> 市の事業計画を基に園長の意見・要望を踏まえ、法人本部が中・長期計画を策定している。中・長期計画は、園独自の3年後・5年後の「園のあるべき姿」を想定し、その姿に近づけるための各年度ごとの実行計画であるため、毎年策定する必要はなく、現在の経営課題を各カテゴリーに区分し、かつ課題管理表を活用して園独自の中・長期計画を策定することが望まれる。			

	I-3-(1)-② 中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	保5	a ・ ㉞ ・ c
<p>&lt;コメント&gt;          毎年、中・長期計画を踏まえた単年度計画を策定・実施しているが、評価項目などは明確となっていない。単年度の事業計画は、新たな実施事項や前年度からの継続事項などを、年度末に評価ができるように数値目標や達成度合いを明確にしておくことが望ましい。中・長期計画の中の単年度として位置付けて活動し、活動を評価して次年度の計画に繋げていくことが望まれる。</p>			
I-3-(2) 事業計画が適切に策定されている。			
	I-3-(2)-① 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	保6	a ・ ㉞ ・ c
<p>&lt;コメント&gt;          年間行事計画を中心に、職員会議を利用して実施状況の把握や評価・見直しを適宜行っている。意見や反省・改善点などは議事録にまとめ、次回の計画実施時に活かしている。評価・見直しに際しては、パート職員も含め広く意見・要望・改善点などの聞き取りもできるように工夫し、園全体で改善に取り組んでいくことが望まれる。</p>			
	I-3-(2)-② 事業計画は、保護者等に周知され、理解を促している。	保7	a ・ ㉞ ・ c
<p>&lt;コメント&gt;          事業計画の主な内容については、入園式・進級式をはじめ保護者参加イベントの際に口頭で説明しているが、保護者に認識されていないケースもある。説明内容については、活字だけの資料ではなくイラストや写真なども利用したり、インターネットを利用した広報など、保護者の理解を促す手段・方法も検討していくことが望まれる。</p>			

#### I-4 福祉サービスの質の向上への組織的・計画的な取組

		第三者評価結果	
I-4-(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。			
	I-4-(1)-① 保育の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	保8	㉠ ・ b ・ c
<p>&lt;コメント&gt;          園長は、保育の質の向上には「報・連・相」が最重要と考えている。子どもの状況や状態などについて、適切な報告・連絡・相談により保護者との良好な関係を構築し、結果、保育の質の向上に繋がるとしている。そのため、今年度は職員会議や学年会議などをはじめ個別な声掛けなどで職員を理解するもに「報・連・相」の重要性を指導している。</p>			
	I-4-(1)-② 評価結果にもとづき保育所として取組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	保9	a ・ ㉞ ・ c
<p>&lt;コメント&gt;          自己評価結果などを基に、職員会議等で取り組むべき課題について話し合った内容を議事録に記録しているが、実施計画として文書化して実施するには至っていない。必要に応じて単年度の事業計画にも取り込み、改善策が次年度以降に実施できるようにするなど、計画的な活動ができるように工夫することが望まれる。</p>			

## 評価対象Ⅱ 組織の運営管理

### Ⅱ-1 管理者の責任とリーダーシップ

		第三者評価結果		
Ⅱ-1-(1) 管理者の責任が明確にされている。				
Ⅱ-1-(1)-① 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	保10	a	ⓑ	c
<コメント> 職員採用時に、法人の「業務分掌規程」や園の「運営規定」に基づいて、役割・責任・権限などを研修の中で説明している。毎年、年度初めの職員会議で、自らの考え方や取り組み等について伝えている。園長不在時の権限移譲については、災害時の連絡網に記載してある。権限移譲については、園長不在時を想定して訓練をするなど、実運用に即した訓練実施なども望まれる。				
Ⅱ-1-(1)-② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	保11	ⓐ	b	c
<コメント> 2ヶ月毎の法人内の園長勉強会において、定期的にコンプライアンス研修が開催されている。個人情報、労働関連法令、リスクマネジメントなど、園長が法人の年間計画に従って研修受講している。受講内容は、必要に応じて職員会議や回覧等を利用して職員へ周知している。				
Ⅱ-1-(2) 管理者のリーダーシップが発揮されている。				
Ⅱ-1-(2)-① 保育の質の向上に意欲をもち、その取組に指導力を発揮している。	保12	a	ⓑ	c
<コメント> 園長は、就任1年目である今年度は「職員の理解」を目標として、会議や個別の声掛けにより職員と話す機会を作り、職員の話や聞くとともに日々の保育の見守りから個々の職員の理解に努めている。今年度は、都度のアドバイスや助言としているが、次年度以降は計画的な人材育成に取り組んでいくことが望まれる。				
Ⅱ-1-(2)-② 経営の改善や業務の実行性を高める取組に指導力を発揮している。	保13	a	ⓑ	c
<コメント> 事前の残業申請により、残業の必要性や所要時間等の確認・判断を行い、無理のないような勤務状況としている。フリー保育士を活用し、事務時間の確保や制作物の作成補助、アドバイスなど業務負荷の偏りが発生しないように配慮している。残業申請なども記録に留めるだけでなく、人材育成や人事評価にも活用するなど利用方法の検討も望まれる。				

### Ⅱ-2 福祉人材の確保・育成

		第三者評価結果		
Ⅱ-2-(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。				
Ⅱ-2-(1)-① 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。	保14	ⓐ	b	c
<コメント> 法人内の異動機会も少なく、高い定着率を維持している。人材確保については、毎年11月に園で職員の次年度の意向調査を行い、その結果を法人本部に報告し、法人が人員計画を策定して人材確保を行っている。新卒採用の場合は、複数担任でのOJTのほか、チューター制度を導入して、1年間先輩職員がフォローする体制をとっている。				
Ⅱ-2-(1)-② 総合的な人事管理が行われている。	保15	a	ⓑ	c
<コメント> 法人の「保育士人材育成ビジョン」に沿い、総合的な人事管理を行っている。毎年、個人目標を設定し、年間3～4回の個人面談を行って研修計画を中心に進捗確認並びに実施評価を行っている。しかし、各職員の保有資格などを記録として残していない。今後は、各職員の保有資格や保有技術・知識なども把握できる仕組みの構築が望まれる。				

Ⅱ-2-(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。		
Ⅱ-2-(2)-① 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。	保16	① ・ b ・ c
<コメント> 各職員の個人的な事情を考慮し、希望の勤務時間帯を聞いたり有給休暇の取得希望を確認するなど、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。また、業務過多とならないように、残業は申請書によって予定時間を申告し、作業内容の確認も行っている。職員の顔色や態度などを見て、適宜声掛けをして状況把握に努めている。		
Ⅱ-2-(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。		
Ⅱ-2-(3)-① 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。	保17	a ・ ② ・ c
<コメント> 研修計画を年度単位の前期・後期に分け、前期の評価・反省を加えて後期の計画に反映させている。計画策定においては、その評価・反省をするためにも、数値目標や達成度合いを明確にしていくことが望まれる。保育人材育成ビジョンに沿って、継続した人材育成計画としていくことが望まれる。		
Ⅱ-2-(3)-② 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	保18	a ・ ③ ・ c
<コメント> 保育士人材育成ビジョンに沿って、市の年齢別学習会や療育研修のほか、社内外の各種研修に参加している。研修内容に関しては、職員会議等を利用して研修報告をするなど職員間での情報交換・情報共有を行っている。研修受講後の活動目標も研修報告に記録しているが、活動内容を評価するまでには至っていない。有効な教育・研修となるよう、研修後の活動評価をする仕組みの検討が望まれる。		
Ⅱ-2-(3)-③ 職員一人ひとりの教育・研修の機会が確保されている。	保19	④ ・ b ・ c
<コメント> 職員個々の研修計画により、教育・研修が受けられるように対応している。市や法人が開催する新任職員研修をはじめ階層別研修や専門技術・知識習得研修など、研修・セミナー情報を回覧したりして積極的な参加を促している。社外研修などの平日・日中に開催される研修参加に際しても、職員間の協力を得て研修時間の確保に努めている。		

Ⅱ-2-(4) 実習生等の福祉サービスに関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。		
Ⅱ-2-(4)-① 実習生等の保育に関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。	保20	a ・ ⑤ ・ c
<コメント> 毎年、市が割り振りして3～5名の実習生を受け入れている。受け入れに際しては、法人が定めている「実習生受入ガイドライン」に従って職員会議等で実習日程や注意事項の確認を行っている。実習プログラムは、養成校とも相談して詳細を決めている。実習生受け入れの目的・ねらいに関して、指導にあたる職員の育成や人材確保なども明記しておくことが望まれる。		

### Ⅱ-3 運営の透明性の確保

		第三者評価結果
Ⅱ-3-(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。		
Ⅱ-3-(1)-① 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。	保21	a ・ ⑥ ・ c
<コメント> 法人のホームページや市のホームページを利用して保育理念・方針や保育内容、事業計画・決算情報等を公開している。クレームや苦情・相談は、法人本部と市に報告し、市の判断で公表・公開される手順となっている。第三者評価の受審結果は、県のホームページで公表されている。受審結果に対する対応策・改善策に関しても、ホームページや掲示版などを利用して公表していくことが望まれる。		

Ⅱ-3-(1)-② 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	保22	③ ・ b ・ c
<コメント> 法人の「業務分掌規程」や市の規定に基づいて適正な経営・運営に努めている。取引先は地元事業者が多く、納期などの融通を利かせてもらうこともある。起案者と決裁者を分け、毎月の法人の業務監査や定期的な会計監査を受けることにより、公正かつ適正な園運営に努めている。		

#### Ⅱ-4 地域との交流、地域貢献

		第三者評価結果
Ⅱ-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。		
Ⅱ-4-(1)-① 子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。	保23	a ・ ③ ・ c
<コメント> 地域交流を運営方針にも掲げ、力を入れて取り組んでいる。地域ボランティアの協力を得て園の畑を耕してもらったり、地域交流会で盆踊りを披露するなど、着実に地域交流の範囲は広がっている。地域の民生・児童委員や自治会長等との交流も深め、情報交換しながら年間計画にも組み入れて地域交流を深めていく取り組みが望まれる。		
Ⅱ-4-(1)-② ボランティア等の受け入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	保24	a ・ ③ ・ c
<コメント> 保育補助を中心に、中学生の職業体験や福祉体験学習の受け入れを行っている。ボランティア受け入れに際しては、法人の定めた「ボランティアの受け入れガイドライン」に沿って職員会議等を利用して職員に周知し、注意事項等の確認を行っている。保護者会の協力も得ながら、地域の昔話の読み聞かせなど、地域交流も絡めてボランティアを有効に活用していくことが望まれる。		
Ⅱ-4-(2) 関係機関との連携が確保されている。		
Ⅱ-4-(2)-① 保育所として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。	保25	③ ・ b ・ c
<コメント> 保育園と関連する機関の連絡先は、一覧でまとめられている。家庭での虐待やネグレクトを疑われるケースでは、市の担当部署を通したり、場合によっては直接児童相談所と連携を取って対応することもある。必要に応じて担当職員を含めて対応し、対応した記録は主に市が作成している。園を揚げて、虐待やネグレクトなどの兆候を見逃さない対応に取り組んでいる。		
Ⅱ-4-(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。		
Ⅱ-4-(3)-① 地域の福祉ニーズ等を把握するための取組が行われている。	保26	a ・ ③ ・ c
<コメント> 「ほほえみ広場」や園庭開放に参加している保護者からの相談や要望などから、地域の福祉ニーズの把握に努めている。未就園児の保護者からの要望に応じて、個別に面談対応も実施している。地域情報は自治会長や民生・児童委員が詳細に把握していることも多いため、定期的に自治会長や民生・児童委員と情報交換する機会を持ち、地域の福祉ニーズの把握に努めることが望まれる。		
Ⅱ-4-(3)-② 地域の福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動が行われている。	保27	a ・ ③ ・ c
<コメント> 未就園児の保護者を対象とした園庭開放や子育て支援事業として、定期的に「ほほえみ広場」を開催しており、保護者同士の交流や相談などの子育て支援を行っている。現在策定中の「非常災害対策計画」に、大規模災害時の保護者の早期の社会復帰を支援する活動計画（BCP：事業継続計画）も盛り込んでいくことが望まれる。		



## 評価対象Ⅲ 適切な福祉サービスの実施

### Ⅲ-1 利用者本位の福祉サービス

		第三者評価結果	
Ⅲ-1-(1) 利用者を尊重する姿勢が明示されている。			
Ⅲ-1-(1)-① 子どもを尊重した保育について共通の理解をもつための取組を行っている。	保28	① a · b · c	
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>子どもを尊重した保育の基本姿勢を「保育所のしおり」や「入園のしおり」に記載し、入園説明会等の機会に保護者に説明している。職員が常時携帯するクレドカードにも記載しており、職員会議やミーティングの際に園長が話をして意識の継続を図っている。性差についても市主催の研修が行われ、参加者による伝達研修が行われている。</p>			
Ⅲ-1-(1)-② 子どものプライバシー保護等の権利擁護に配慮した保育が行われている。	保29	① a · b · c	
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>子どもの権利擁護に関しては「保育園業務マニュアル」「個人情報管理規定」「虐待対応マニュアル」があり、職員の理解が進んでいる。個人情報保護の観点から、職員は入社時と退職時に誓約書を提出している。評価当日も、子どもたちの着替えの際にカーテンを閉めたり、ガウン風のバスタオルを使用する等の実践が行われていた。各保育室の外に朝顔を植え、園外からの視線を遮る工夫をしている。</p>			
Ⅲ-1-(2) 福祉サービスの提供に関する説明と同意（自己決定）が適切に行われている。			
Ⅲ-1-(2)-① 利用希望者に対して福祉サービス選択に必要な情報を積極的に提供している。	保30	① a · b · c	
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>保育所選択に必要な情報をホームページで公開し、「保育園のしおり」を市役所に設置している。毎週水曜日に園庭開放を行っており、年に7回、子育て支援センター職員が担当する「ほほえみ広場」もやっている。これらの取り組みには誰でもが参加でき、保育園の雰囲気を知ることができる。保育園利用や見学希望の保護者には主に園長が対応している。</p>			
Ⅲ-1-(2)-② 保育の開始・変更にあたり保護者等にわかりやすく説明している。	保31	① a · b · c	
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>保育の開始・変更についての保護者への説明は、「保育所のしおり」「入園のしおり」を基に入園説明会や入園進級式で園長が行っている。保育の変更対象者には、個別に園長が説明をしている。保育の開始にあたっては、保護者に同意書を提出してもらい、原本を市役所、コピーを保育園で保管している。</p>			
Ⅲ-1-(2)-③ 保育所等の変更にあたり保育の継続性に配慮した対応を行っている。	保32	a · ① b · c	
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>保育の継続性に配慮した手順と引継ぎ文書が市内統一で定められ、市内転園先に資料が引き継がれている。市外転園についても転園先から問い合わせがあれば、資料送付等の対応を行っている。転園、退園後の相談については、園長が口頭で説明するに留まっている。内容を記載した文書を渡していくことが望まれる。</p>			
Ⅲ-1-(3) 利用者満足の上昇に努めている。			
Ⅲ-1-(3)-① 利用者満足の上昇を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。	保33	a · ① b · c	
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>保護者満足度の把握は、送迎時の会話や懇談会、行事後の保護者アンケート、保護者・市役所・法人・園長の四者会談等で把握しており、把握した内容については書面にて保護者に報告している。子ども自身の満足度の把握も保護者からの会話やアンケートから把握しているが、仕組みや基準が定まっていない。子ども自身の満足度の把握についての仕組みも検討することが望まれる。</p>			

Ⅲ-1-(4) 利用者が意見等を述べやすい体制が確保されている。		
Ⅲ-1-(4)-① 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。	保34	a ・ ㉞ ・ c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>苦情解決の体制を整備し、保護者が出入りする入り口に掲示しているが、紙面での保護者への通知は確認できなかった。「保育園業務マニュアル」を基に、「クレーム受理票」を起票して記録として残している。重大事案については法人本部へ報告し、解決に向けて取り組んでいる。園内で対応できる事案については職員で再発防止策等の話し合いをし、保護者に報告している。</p>		
Ⅲ-1-(4)-② 保護者が相談や意見を述べやすい環境を整備し、保護者等に周知している。	保35	a ・ ㉞ ・ c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>相談や意見に関しては、入園説明会や入園進級式で園長が口頭で説明し、送迎時の会話や連絡ノート、年2回の個人懇談会等で相談を受けている。しかし、相談や意見の申し出先等の記載のある紙面は確認できなかった。長時間保育利用者の中には、時間的に相談できないという意見もあるため、保護者周知への工夫が望まれる。</p>		
Ⅲ-1-(4)-③ 保護者からの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。	保36	a ・ ㉞ ・ c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>保護者からの相談や意見は担任の判断で主任や園長につないでいる事例もあるが、主任や園長につなぐ事案の基準は担任の判断に任せられている。相談内容の記録についても「スタッフノート」に記載されたものについては、職員間で共有できる体制が整っているが、「スタッフノート」への記載内容についても担任に任せられている。共有すべき事案や記録内容、解決策の検討等、どの職員も分かるような基準を定めることが望まれる。</p>		
Ⅲ-1-(5) 安心・安全な福祉サービスの提供のための組織的な取組が行われている。		
Ⅲ-1-(5)-① 安心・安全な保育の提供を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。	保37	㉠ ・ b ・ c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>法人の理念でもある「安心安全な保育」に関しては、マニュアルの整備や「アクシデント報告書」の作成、職員の情報共有等を法人主導で整備している。重大なアクシデントの場合は、発生原因、再発防止策等を職員会議で話し合い、法人本部に報告する流れもできていて、職員全体が高い意識をもって保育にあたっている。市内の園長勉強会で受けてきた研修内容を職員に伝達研修し、意識の継続を図っている。</p>		
Ⅲ-1-(5)-② 感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。	保38	㉠ ・ b ・ c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>「感染症・食中毒対応マニュアル」「衛生マニュアル」を整備し、感染症発生時には掲示や口頭で保護者へ情報提供を行っている。「消毒手順」を事務室に表示し、各保育室には嘔吐処理セットと共に常備している。感染症を疑われる嘔吐等には、どの職員も嘔吐処理対応ができるように工夫している。マニュアルの見直しは、年に1度園内で見直し検討し、法人本部に意見として伝えている。</p>		
Ⅲ-1-(5)-③ 災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的に行っている。	保39	a ・ ㉞ ・ c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>災害時の対応マニュアルを整備し、地震、火災の避難訓練を実施している。3歳未満児の保育室が2階にあることもあり、外階段、内階段双方を使用した避難訓練を行っている。消防署とは火災を想定した避難訓練や消火訓練を行っているが、有事の場合を考慮し、消防署、警察署のみならず、地域の方たちの力を借りることも視野に入れることが望まれる。備蓄リストは作成中であり、早期の完成に期待したい。</p>		

### Ⅲ-2 福祉サービスの質の確保

		第三者評価結果
Ⅲ-2-(1) 提供する福祉サービスの標準的な実施方法が確立している。		
Ⅲ-2-(1)-① 保育について標準的な実施方法が文書化され福祉サービスが提供されている。	保40	㉠ ・ b ・ c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>標準的な実施方法については「保育園業務マニュアル」等に記載してある。事務室で保管しており、職員は必要な時に確認ができるようになっている。</p>		

Ⅲ-2-(1)-② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	保41	㉑ ・ b ・ c
<p>&lt;コメント&gt;  指導計画等の日々の保育に直結する事項については、職員会議やミーティングの際に意見を出し、見直しを行っている。「保育業務マニュアル」等に記載してある内容については、職員の意見を園長を通して法人本部に提出し、見直していく仕組みができています。</p>		
Ⅲ-2-(2) 適切なアセスメントにより福祉サービス実施計画が策定されている。		
Ⅲ-2-(2)-① アセスメントにもとづく指導計画を適切に策定している。	保42	a ・ ㉒ ・ c
<p>&lt;コメント&gt;  アセスメントについては、入園前に定められた様式にて園長、主任が行い、記録は個人票に綴ってある。入園後は、担任が日々の保護者との会話や個人懇談で行っている。個人懇談での記録も個人票に記載しているが、日々の会話から得られた内容については記録として残す仕組みが定かではない。個別の指導計画の策定にあたっては、アセスメントの内容を考慮しているが、その他の指導計画の策定についての対応は不十分である。</p>		
Ⅲ-2-(2)-② 定期的に指導計画の評価・見直しを行っている。	保43	a ・ ㉒ ・ c
<p>&lt;コメント&gt;  個別の指導計画、月週案策定、評価、見直しについては担任と主任との間で話し合わせ、園長の承認を得る手順となっていて、提出日も定めてある。指導計画の見直しについては職員会議やミーティングの際に口頭、または書面で行われるが、参加できなかった職員への周知に時間がかかっている。職員への周知については、改善策を検討中であり、今後に期待したい。</p>		
Ⅲ-2-(3) 福祉サービス実施の記録が適切に行われている。		
Ⅲ-2-(3)-① 子どもに関する保育の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。	保44	a ・ ㉒ ・ c
<p>&lt;コメント&gt;  子どもの発達状況や生活状況については、「生活状況表」「健康の記録」等に記録しており、状況の変更に関してはミーティング等で情報提供し、職員間で共有している。記録等に関しては、職員間で差異が生じないように主任、園長が個別に指導を行っているが、市の統一の記録要録があるので、園内で活用できるような取り組みが望まれる。</p>		
Ⅲ-2-(3)-② 子どもに関する記録の管理体制が確立している。	保45	㉑ ・ b ・ c
<p>&lt;コメント&gt;  個人情報保護については市役所、法人の規約を基に記録の保管、保存、廃棄、情報提供が行われている。個人情報漏洩についての研修が入社時にあり、必要に応じて園長から説明を受けていて、記録の管理体制が確立している。</p>		

## 【内容評価基準】

### A-1 保育内容

		第三者評価結果	
A-1-(1) 保育の全体的な計画の編成			
A-1-(1)-①	保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じて保育の全体的な計画を編成している。	保46	a ・ ⑥ ・ c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>「保育の全体的な計画」は市内統一で園長会議で策定され、年1回、市の園長会議で見直している。「保育の全体的な計画」は保育所の理念や保育の方針、入園している園児の状況、地域の特性等に基づいて策定するため、市内統一の計画に必要な事項を追記・修正し、園独自の「保育の全体的な計画」を策定することが望ましい。</p>			
A-1-(2) 環境を通して行う保育、養護と教育の一体的展開			
A-1-(2)-①	生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備している。	保47	④ ・ b ・ c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>古い建物で暗く感じる場所があったり、危険箇所も少なくないが、職員間で確認し合い、園内で対応できないことは市役所や法人への要望として提出している。遊戯室がクッション性のある床面に改修されていたり、トイレ内を広くするためにドアをカーテンに改修するなどの工夫がある。保育室内もマットやパーテーションでコーナーを作る等、子ども自らがくつろいだり、落ち着いて過ごせる場所を確保している。</p>			
A-1-(2)-②	一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育を行っている。	保48	a ・ ⑥ ・ c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>職員全体が穏やかな口調で子どもと会話していたり、個別への声かけも1対1で静かにするなど、子ども一人ひとりに合わせた保育を心がけている。一方で、場面や時間などによっては、子どもたちを焦らせた、強い口調になっている姿も目に付き、職員による差異が見受けられた。</p>			
A-1-(2)-③	子どもが基本的な生活習慣を身につけることができる環境の整備、援助を行っている。	保49	④ ・ b ・ c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>基本的な生活習慣の習得についての環境整備としては、「見える化」を意識している。手洗い場やトイレの子どもたちが並ぶ位置にテープを貼ったり、手洗い手順をポスターで表示したり、片づけ場所を図で表示する等の工夫をしている。声のかけ方も年齢や子どもの状況に配慮し、初めは具体的な動きを言葉で伝え、次には見守りながらの声かけへと変化させ、子ども自らが行動に移せるような工夫をしている。</p>			
A-1-(2)-④	子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする保育を展開している。	保50	a ・ ⑥ ・ c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>園内や畑で野菜を育てて収穫し、身近に自然が感じられるよう散歩に出かけることを取り入れている。散歩途中で挨拶を交わしたりしながら、地域との交流にも意識している。遊びの提供は職員によって差異があり、子どもと話し合っているが職員が行うことが多く、子どもの興味や思考を把握して計画するまでには至っていない。</p>			
A-1-(2)-⑤	乳児保育(0歳児)において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	保51	④ ・ b ・ c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>連絡ノート等で保護者と連携しながら、食事、睡眠等、一人ひとりの生活リズムに合わせた保育を実践している。評価当日も午前睡をしていたが、徐々に個別での午前睡対応に移行していくとのことであった。穏やかに、静かな口調で言葉をかけることを意識して保育をしている。</p>			
A-1-(2)-⑥	3歳未満児(1・2歳児)の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	保52	a ・ ⑥ ・ c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>子ども一人ひとりの発達に合わせ、自分でしようとすることを大切に保育をすることを意識しているが、職員の都合で行動を急がせたり、行動を妨げてしまう場面も少なくない。2階に保育室が配置されていることでの規制も多くある。必要な時には補助者が手伝う等の連携や対応をとっているため、今後も職員の都合での規制を少なくする工夫が望まれる。</p>			

A-1-(2)-⑦ 3歳以上児の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	保53	a ・ ㉞ ・ c
<p>&lt;コメント&gt; 各々の年齢の発達に合わせた保育が行えるよう、環境を整備したり、遊びの提供をしたりしている。評価当日は園庭での水遊びの環境が整えられていて、園庭に出てきた子ども自ら準備運動をしたり、遊びに取り組んでいた。水遊びに参加できない子どもが野菜や花に水やりをする等、個別の対応も見受けられた。子どもの育ちを地域の方たちとの交流の中で伝える場はあるのだが、就学先の小学校に伝える場の検討も望まれる。</p>		
A-1-(2)-⑧ 障害のある子どもが安心して生活できる環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	保54	a ・ ㉞ ・ c
<p>&lt;コメント&gt; 配慮を要する子どもは、加配保育士を配置して統合保育を行っている。市では年7回程療育研修の場があり、市の巡回相談も年2回行われている。法人での発達支援の体制も含め、専門機関での巡回指導や医療機関との連携をとることができている。保護者との連携も年2回の懇談会で担任が行い、必要に応じてそれ以外でも相談に応じている。個人情報保護の問題もあるが、保護者全体に配慮を要する子どもの保育に関する情報を伝える取り組みが行われていない現状である。</p>		
A-1-(2)-⑨ 長時間にわたる保育のための環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	保55	a ・ ㉞ ・ c
<p>&lt;コメント&gt; 長時間保育では、デイリープログラムに基づいて時間帯による異年齢保育を行い、子どもが穏やかにゆったりと過ごせる配慮や異年齢での関わりが持てる工夫をしている。指導計画は作成しておらず、その日の担当者が遊びを考えて提供している。長時間保育の指導計画の作成を通して、保育を計画的に継続させることが望まれる。</p>		
A-1-(2)-⑩ 小学校との連携、就学を見通した計画に基づく、保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮している。	保56	㉠ ・ b ・ c
<p>&lt;コメント&gt; 「保育所児童保育要録」を作成して送付したり、保幼小連絡会議への園長や担任の参加、小学校での授業参観等で小学校との連携を図っている。配慮を要する子どもについては個別に情報交換を行っている。保護者の小学校生活への見通しについては、懇談会等で相談を受ければ個別に対応している。子どもの小学校生活への見通しについては、小学校の運動会競技に参加したり、小学校からの依頼を伝えたりすることで意識づけをしている。</p>		
A-1-(3) 健康管理		
A-1-(3)-① 子どもの健康管理を適切に行っている。	保57	㉠ ・ b ・ c
<p>&lt;コメント&gt; 入園前に保護者に記入してもらった健康状況表や健康診断結果、保護者からの情報、日々の健康観察、ミーティング等で子どもの健康状態を把握して情報共有し、対応が必要な子どもには個別対応を行っている。職員は乳幼児突然死症候群に関する研修を入社時に受けており、パート職員についても年度当初に園長が説明して周知を図っている。保護者にも、入園説明会で文書を配布して説明している。</p>		
A-1-(3)-② 健康診断・歯科健診の結果を保育に反映している。	保58	a ・ ㉞ ・ c
<p>&lt;コメント&gt; 健康診断、歯科健診が実施され、結果は紙面にて保護者に渡され、職員へもミーティング等で周知されている。毎年、虫歯調査を行い、市に実施状況を報告し、子どもの虫歯罹患状況の把握も行っている。診断結果や虫歯調査の結果を保健計画、指導計画に反映していくことについても検討することが望まれる。</p>		
A-1-(3)-③ アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、医師からの指示を受け適切な対応を行っている。	保59	㉠ ・ b ・ c
<p>&lt;コメント&gt; アレルギー児に対しては、入園時に保護者と栄養士、保育士の三者面談をし、医師の診断書を提出の上、対応する仕組みがある。現在、5名の食物アレルギー除去対応を行っている。配膳時には「アレルギー一覧表」で担任と栄養士による二重チェックをすると共に、氏名と除去品目が記入してあるアレルギー除去対応児用の異なる色のトレイを使用し、事故防止に努めている。</p>		

A-1- (4) 食育、食の安全		
A-1-(4)-① 食事を楽しむことができるよう工夫をしている。	保60	① a · b · c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>園内で育てた野菜を給食で調理してもらって食したり、希望者のみの参加ではあるが親子クッキングを行ったりと、子どもが食事を楽しみにできる工夫がある。評価当日も栄養士が冬瓜を保育室で切っで見せ、食事の会話につなげる取り組みがあった。サンプルケースの展示もあり、降園時の親子の会話の一助にもなっている。</p>		
A-1-(4)-② 子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供している。	保61	① a · b · c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>法人作成の献立表を基に、自園調理で食事を提供している。「コメント表」に毎日の残食量や担任からのコメントを記入し、毎月栄養士と意見交換をしたり、栄養士が各クラスに出向いて直接子どもの様子を把握することを通して、味付けや量の調整等、調理に反映させている。「七夕ランチ」「夏まつりランチ」などの行事食を月に1回程度取り入れている。衛生管理については、年1度の保健所による衛生監査指導も受けている。</p>		

## A-2 子育て支援

		第三者評価結果
A-2- (1) 家庭と綿密な連携		
A-2-(1)-① 子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っている。	保62	① a · b · c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>乳児は連絡帳や送迎時の会話で、幼児は送迎時の会話やホワイトボードへの活動や連絡事項の記入を通して連携を行っている。年2回個人懇談会を行うことで、送迎時にゆっくり話ができない保護者も園での子どもの様子を知ることができる。個人懇談会での相談内容の記録を、個別票に綴っている。</p>		
A-2- (2) 保護者の支援		
A-2-(2)-① 保護者が安心して子育てができるよう支援を行っている。	保63	a · ① b · c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>送迎時には、職員が積極的に言葉をかけようと心がけている。保護者からの相談に応じる体制はできていて、保護者の希望時間に合わせて職員の勤務時間を調整する等の対応もある。個人懇談会以外の相談内容の記録は、担任の判断で「スタッフノート」に記録することもあるが、口頭報告のみの場合もある。相談内容を記録に残すことは、保育の継続性を担保する上でも必要であり、相談内容を記録に残す仕組み作りが望まれる。</p>		
A-2-(2)-② 家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めている。	保64	① a · b · c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>「虐待防止・対応マニュアル」があり、日々の観察による兆候の把握、園長・主任への報告、情報の共有、市役所・法人本部への通報や対応等の体制を整備している。要観察児については日々の観察と共に写真での記録を残し、職員全員で見守りを行っている。普段と異なる状況については、小さな事項も園長・主任へ報告している。市主催の研修に参加した職員の伝達研修を通して、意識の統一と継続を図っている。</p>		

## A-3 保育の質の向上

		第三者評価結果
A-3- (1) 保育実践の振り返り(保育士等の自己評価)		
A-3-(1)-① 保育士等が主体的に保育実践の振り返り(自己評価)を行い、保育実践の改善や専門性の向上に努めている。	保65	a · ① b · c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>年2回、目標設定と自己評価を行うことで、保育の振り返りと共に職員としての視野で自己評価を行う機会を設けている。今回の第三者評価受審も、職員自身が自己評価したり改善点を考える等、保育の質の向上に向けての良い機会となった。ただ、職員自身の保育の振り返りはできているが、園全体の保育の質の向上に向けての意識は職員による差異がある。</p>		